
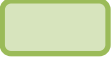


老朽危険空家住宅等解体除却事業補助金

手続きの流れ

 は補助申請者

 は市となります。

○ 事前相談・空き家の現地調査の日程調整

市役所 住宅課（本館6階）に来庁 又は 電話（082-420-0946）にて、
空き家の現地調査 や 補助の要件、申請書類 についてご相談ください。

※ **補助金の交付申請をされる前に、補助金の対象となるか事前に市職員による空き家の現地調査（空き家の不良・老朽度や空き家周辺の状況などの確認）が必要となります。**

○ 空き家の現地調査（空き家の内部も確認させていただきます。）

現地調査の結果（補助金の対象となるか、ならないか）を連絡します。（1～2週間程度）

○ 補助金の交付申請 以下の書類が必要となります。

- 東広島市空家対策事業費補助金交付申請書 ホームページに様式有
- 位置図
- 解体除却工事の見積書の写し
- 工事を実施する箇所及び工事の内容を明らかにする書類
- 解体除却工事を実施する箇所の現況写真
- 建物の登記事項証明書等（当該空家等の所有権を有することを証する書類）
- 土地の登記事項証明書等（当該空家等の敷地の所有権を有することを証する書類）
- （空家住宅等が共有の場合、空家住宅等に抵当権が設定されている場合、空家住宅等と土地所有者が異なる場合）権利を有することを証する書類、同意書 ホームページに参考様式有

※ 解体工事の
契約前に申請
してください。

○ 補助金交付決定 申請の審査を行い（2週間程度）、補助金交付決定通知書を送付します。

○ 解体除却工事の実施

※ **必ず、補助金交付決定通知書を受け取った後に、業者と契約を行い、解体除却工事に着手してください。** 交付決定前に工事着手すると補助金を交付できません。

※ **工事を中止したい場合は、市役所住宅課に相談してください。**

○ 実績報告 工事に係る支払いが完了したら、以下の書類を提出してください。

- 東広島市空家対策事業実績報告書 ホームページに様式有
- 工事請負契約書の写し 等
- 工事に要した経費の内訳が確認できる書類
- 領収書の写し 等（支出に関する証拠書類） ※ 工事請負業者が作成したもの。
- 解体除却工事の内容が分かる写真
- 産業廃棄物マニフェストのD票 又は E票 の写し（廃棄物を適正に処分したことを証する書類）

※ 支払完了後30日以内
又は3月10日の
いずれか早い日まで

○ 交付額の決定 実績報告の審査を行い（2週間程度）、補助金額確定通知書を送付します。

○ 補助金請求 東広島市空家対策事業費補助金交付請求書を提出してください。（実績報告時でも可）

ホームページに様式有

※ 請求書を受領してから、支払いまで2週間程度かかります。

老朽危険空家住宅等解体除却事業補助金

○ 補助の概要

老朽化して、そのまま放置すれば倒壊等により、周辺住民への危険となるおそれのある空家住宅等を解体・除却する人に対して補助金を交付します。

○ 補助の条件

 以下のすべてに該当すること。

- 居住の用に供していた空家住宅等の解体・除却であること。
(倉庫や納屋などの附属建物のみの解体・除却は対象外です。)
- 市が空家住宅等の現地調査を行い、その不良度及び周辺への危険度から老朽危険空家住宅等解体除却事業の補助対象になると認めた空家住宅等の解体・除却であること。
- 老朽危険空家住宅等の所有者（所有者から同意を得た人を含む。）が解体・除却すること。
 - ・ 共有の場合、他の共有者の同意を得ていること。
 - ・ 抵当権等が設定されている場合、抵当権者等の同意を得ていること。
 - ・ 土地の所有者が異なる場合、土地所有者の同意を得ていること。
- 空家住宅等の敷地内にある附属建物もすべて解体・除却すること。

○ 補助対象経費

- 空家住宅等を除却するための解体工事費
(空家住宅等に残っている家財等の処分費、敷地内にある立木の伐採費を除く。)
- 解体工事に伴い発生した廃棄物の処分費

○ 補助金額

- ・ 上記の補助対象経費の3分の1 ただし、上限50万円

○ 連絡先 〒 739-8601
東広島市西条栄町8番29号 本館6階
東広島市 建設部 住宅課 計画調整係
電話：082-420-0946
ファックス：082-422-5010
メール：hgh200946@city.higashihiroshima.lg.jp